

人材開発助成金

旧建設労働者確保育成助成金

2018/10/1 柏南自動車教習所

◎助成金制度について

建設業にかかわる中小企業事業主が建設労働者の技術向上の為、技能講習等を受講させた場合に経費及び賃金の一部を助成する制度です。

◎この制度を活用できる中小企業事業主とは

1. 建設業である
2. 資本金が3億円以下または従業員が300人以下である
3. 雇用保険料率が※1000分の12の建設事業主である ※平成29年度以降1000分の12
4. 受講者が雇用保険の被保険者であるなど

≪要件を満たさない場合「助成金」を受けられない事があります。
必ず労働局又はハローワークへお問い合わせ下さい。≫

◎建設業とは

土木工事業/建築工事業/大工工事業/左官工事業/石工事業/鳶土木工事業/鋼構造物工事業/屋根工事業/
電気工事業/管工事業/鉄筋工事業/舗装工事業/しゅんせつ工事業/タイル・レンガ・ブロック工事業/塗装工事業/
防水工事業/造園工事業/さく井工事業/建具工事業/内装仕上げ工事業/機械器具設置工事業/板金工事業/
ガラス工事業/水道施設工事業/消防施設工事業/清掃施設工事業/熱絶縁工事業/電気通信工事業/解体工事業/

◎助成金の内訳

1. 経費助成・・・受講料の60%～75%を助成
2. 賃金助成・・・1日1人当たり賃金(限度額6,650円～7,600円)を助成

◎この助成を受ける手順

- ・上記支給条件を確認の上、お申し込みの際に「助成金利用」とお伝えください。
- ・受講料は当教習所に直接お支払いください。
- ・受講修了後に請求に必要な書類をお渡します。(郵送になる場合もございます)
- ・請求書類を労働局又はハローワークの窓口へ提出して下さい。(講習終了後2カ月以内)
- ・請求後、書類に不備なく承認されれば口座振込されます。

※これまで必要としていた計画届は、
制度の一部改正により2018年10月1日以降に開始する講習は不要となりました。

厚生労働省指定
柏南自動車教習所